

2022年1月28日

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局  
(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)

## 助成対象者の売上高要件の改正について

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度につきまして、2022年1月28日より、以下のとおり、助成対象者の売上高要件が改正となることをお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本改正の対象となる方

2022年1月28日(金)以降、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の公的金融機関から、特別利子補給の対象となる貸付を受けた方

#### 2. 本改正の内容

下記(1)及び(2)のとおり、助成対象者の売上高要件に「4年前の同期」を追加いたします。

##### (1) 小規模企業者(法人事業者※1)の売上高要件

改正後	改正前
貸付の申込を行った際の最近1か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高※2又は最近2週間等の売上高※3が、前年、前々年、3年前※4 <u>又は4年前※5</u> の同期と比較して15%以上減少している方	貸付の申込を行った際の最近1か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高※2又は最近2週間等の売上高※3が、前年、前々年又は3年前※4の同期と比較して15%以上減少している方

※1 小規模企業者である個人事業主の方の売上高要件はございません。

※2 2020年12月21日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

※3 2021年1月22日以降に貸付を受けた方であって、2021年11月30日までに当該貸付の申込を行った方に限り、ご選択いただけます。

※4 2021年1月22日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

※5 2022年1月28日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

(2) 中小企業者等（小規模企業者を除く事業者）の売上高要件

改正後	改正前
貸付の申込を行った際の最近 1 か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近 1 か月から遡った 6 か月間の平均売上高※1 又は最近 2 週間等の売上高※2 が、前年、前々年、3 年前※3 <u>又は 4 年前※4</u> の同期と比較して 20%以上減少している方	貸付の申込を行った際の最近 1 か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近 1 か月から遡った 6 か月間の平均売上高※1 又は最近 2 週間等の売上高※2 が、前年、前々年又は 3 年前※3 の同期と比較して 20%以上減少している方

※1 2020 年 12 月 21 日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

※2 2021 年 1 月 22 日以降に貸付を受けた方であって、2021 年 11 月 30 日までに当該貸付の申込を行った方に限り、ご選択いただけます。

※3 2021 年 1 月 22 日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

※4 2022 年 1 月 28 日以降に貸付を受けた方に限り、ご選択いただけます。

3. 本改正の開始日

2022 年 1 月 28 日（金）

◆注意事項◆

・本改正に伴い、下記の書類が改正となります。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 2 申告書 A（業歴 1 年 1 か月以上の法人の方） ※</li> <li>・別紙 2 申告書 C（業歴 1 年 1 か月以上の個人事業主の方） ※</li> <li>・別紙 2 申告書 a（業歴 1 年 1 か月以上の法人の方）（2 週間要件用） ※</li> <li>・別紙 2 申告書 c（業歴 1 年 1 か月以上の個人事業主の方）（2 週間要件用） ※</li> <li>・記入見本（交付申請書及び請求書・申告書 A）</li> <li>・記入見本（交付申請書及び請求書・申告書 C）</li> <li>・申請の手引き</li> <li>・申告書（別紙 2）の記入方法</li> </ul>
--

※ 追加送付・再提出用の申告書を含みます。

・本改正に伴い、オンライン申請システムが改修となります。当該システムの改修は、2022 年 2 月 18 日を予定しております。本改正の対象となる方のうち、「4 年前同期」の売上高を比較される方におかれましては、恐れ入りますが、当該システムの改修完了までお待ちください。

以上

(本件に関するお問い合わせ)

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)



0570-060515 (平日・土日祝日 9時~17時)